◇高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（法律第三二号）

（国土交通省）

1　基本理念及び国等の責務

(一)　基本理念

この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること及び全ての国民が年齢、障害の有無その他の事情によって分け隔てられることなく共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならないことを基本理念として定めることとした。（第一条の二関係）

(二)　国等の責務

(1)　国の責務に、関係行政機関及び高齢者、障害者等、地方公共団体、施設設置管理者等で構成する会議における定期的な評価等に係る規定を追加することとした。（第四条第一項関係）

(2)　国は、教育活動、広報活動等を通じて、高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる支援等の実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならないこととするとともに、国民は、当該支援等の協力をするよう努めなければならないこととした。（第四条第二項及び第七条関係）

2　公共交通事業者等の範囲の拡大

この法律における「公共交通事業者等」に、一般貸切旅客自動車運送事業者及び旅客不定期航路事業者を加えることとした。（第二条第四号関係）

3　公共交通事業者等による取組の強化

(一)　公共交通事業者等は、毎年度、第九条の二の判断の基準となるべき事項において定められた目標に関し、その達成のための計画を作成し、主務大臣に提出しなければならないこととした。（第九条の四関係）

(二)　公共交通事業者等は、毎年度、(一)の計画に基づく措置の実施の状況等を主務大臣に報告しなければならないこととするとともに、これらを公表しなければならないこととした。（第九条の五及び第九条の六関係）

(三)　主務大臣は、一定の場合は、当該公共交通事業者等に対し、当該旅客施設及び車両等に係る移動等円滑化に関し必要な措置をとるべき旨の勧告等をすることができることとした。（第九条の七関係）

4　高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる情報の提供

道路管理者等は、これらの者が管理等する新設特定道路等について、必要な情報を適切に提供するよう努めなければならないこととした。（第一〇条、第一一条、第一三条及び第一四条関係）

5　協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等

(一)　建築主等は、一定の要件に適合する建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上等により著しく困難であると主務大臣が認める旅客施設の敷地に隣接等する土地において当該建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができることとした。

(二)　所管行政庁は、(一)の計画が一定の基準に適合すると認めるときは、認定をすることができることとした。

(三)　(二)の認定を受けた計画に係る協定建築物について容積率に係る特例を設けることとした。（第一二条の二関係）

6　市町村による移動等円滑化の取組の強化

(一)　移動等円滑化促進方針の作成等

(1)　市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を作成するよう努めることとした。（第二四条の二関係）

(2)　移動等円滑化促進方針において定められた移動等円滑化促進地区の区域において、旅客施設の建設等当該区域における移動等円滑化の促進に支障を及ぼすおそれのある一定の行為をしようとする公共交通事業者等は、当該行為に着手する日の三〇日前までに、市町村に届け出なければならないこととした。

(3)　市町村は、(2)の届出があった場合において、その届出に係る行為が移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進を図る上で支障があると認めるときは、その届出をした者に対し、旅客施設等の構造の変更等の実施を要請することができることとした。（第二四条の六関係）

(二)　基本構想の作成等

市町村は、基本構想を作成するよう努めることとした。（第二五条第一項関係）

(三)　移動等円滑化促進方針等の評価等

市町村は、移動等円滑化促進方針等を作成した場合においては、おおむね五年ごとに、移動等円滑化に関する措置の実施の状況についての評価等を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、移動等円滑化促進方針等を変更することとした。（第二四条の三及び第二五条の二関係）

(四)　市町村による情報の収集、整理及び提供等

(1)　移動等円滑化促進方針等には、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができることとした。（第二四条の二第四項及び第二五条関係）

(2)　公共交通事業者等は、情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、高齢者、障害者等が旅客施設等を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しなければならないこととし、路外駐車場管理者等は、当該市町村の求めがあったときは、高齢者、障害者等が特定路外駐車場等を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供するよう努めなければならないこととした。（第二四条の八及び第四〇条の二第二項関係）

7　移動等円滑化促進地区協定

移動等円滑化促進地区内又は重点整備地区内の一団の土地の土地所有者等は、その全員の合意により、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる案内所等の整備又は管理に関する事項等を定める移動等円滑化施設協定を締結することができることとした。（第五一条の二関係）

8　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一七〇号）（経済産業省）

1　公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験について、近年の受験者数の減少等を踏まえ、受験手数料について改定することとした。（第一三条関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。